第74回定時株主総会招集ご通知

日時 2024年6月27日 (木曜日) 午前10時

場所 名古屋市中区金山町一丁目1番1号 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋 7階 ザ・グランコート

決議事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役4名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案>

第5号議案 自己株式取得の件



(証券コード 5947) 2024年6月5日 名古屋市中川区福住町2番26号

リンナイ株式会社

代表取締役社長 内 藤 弘 康

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.rinnai.co.jp/

上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」を選択し、「株式・債券情報」にある「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「リンナイ」又は「コード」に当社証券コード「5947」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁のご案内に従って、2024年6月26日(水曜日)午後5時20分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行 使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

時 2024年6月27日(木曜日)午前10時

2. 場 名古屋市中区金山町一丁目1番1号 所

ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋 7階 ザ・グランコート (末尾の「定時株主総会会場ご案内図|をご参照ください。)

3. 目的事項

1. 日

報告事項

- 1. 第74期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事 業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人お よび監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第74期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計 算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

記

第2号議案 取締役9名選任の件

監査役4名選任の件 第3号議案

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案>

第5号議案 自己株式取得の件

株主提案(第5号議案)に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類(19頁か ら20頁まで) | に記載のとおりであります。

決定事項

(議決権行使についてのご案内)

- **4. 招集にあたっての** (1)書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案 に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案に ついては「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた ものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、最 後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、 インターネットと書面(郵送)が同日に到着した場合は、インターネットに よる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以

- ●当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、 修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ●本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、 電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株 主資本等変動計算書 | 「連結注記表 | および計算書類の「株主資本等変動計算書 | 「個別注記表 | につきましては、法令および当 社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人の会計監査報告および監査役会 の監査報告作成の際に監査をした対象書類の一部であります。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットおよび書面 (郵送) の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットと書面 (郵送) が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2024年6月26日 (水曜日) 午後5時20分受付分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権 行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「アスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※OPフードを再度請み取っていただくと、PC向けサイト

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

- 3 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード | をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

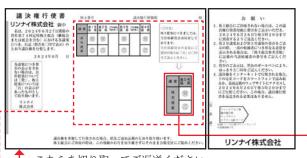
機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



書面(郵送)による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、以下の行使期限までに到着するようご返送ください。 なお、**議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意** 思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2024年6月26日 (水曜日) 午後5時20分到着分まで



第5号議案は株主様からの 提案によるものです。 当社取締役会は本議案に反 対しております。 詳細につきましては、19頁 から20頁をご参照ください。

- **一**こちらを切り取ってご返送ください。
- ト 各議案の賛否をご表示ください。▶ 賛成の場合:「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合:「否」の欄に○印

会社提案・当社取締役会の意見に

ご賛同いただける場合は、

右図のようにご記入ください。







株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。

開催日時 2024年6月27日(木曜日) 午前10時 開催場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋 7階 ザ・グランコート

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案(第1号議案から第4号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、安定した利益環元を維持することが経営の重要政策のひとつであると考えて おり、連結業績や配当性向等を総合的に勘案いたしまして、当期の期末配当につきまし ては、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当金(1株につき30円)を含めました年間配当金は、1株につ き60円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに 当社普通株式1株につき金 30円 関する事項およびその総額

配当総額 4.296.106.440円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月28日

2. その他剰余金の処分に関する事項

資本政策における機動性の確保を目的として、別途積立金の一部を取り崩し、次のと おりといたしたいと存じます。

(1)減少する剰余金の項目とその額 別途積立金

10.000.000.000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額 繰越利益剰余金

10.000.000.000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏	名	性別	現在の地位および担当	属性	取締役会 出席状況
1	はやし 木木	謙治	男性	当社代表取締役会長	再任	15回/15回 (100%)
2	ないとう 内藤	弘康	男性	当社代表取締役社長社長執行役員	再任	15回/15回 (100%)
3	成田	常則	男性	当社代表取締役 副社長執行役員 社長補佐	再任	15回/15回 (100%)
4	L 5 * 白木	英行	男性	当社取締役 専務執行役員 営業本部長	再任	11回/11回 (100%)
5	いのうえ 井上	かず と 一人	男性	当社取締役 専務執行役員 生産技術本部長	再任	11回/11回 (100%)
6	神尾	たかし 隆	男性	当社社外取締役	再任 社外 独立	15回/15回 (100%)
7	小倉	ただし	男性	当社社外取締役	再任 社外 独立	10回/11回 (91%)
8	土地	陽子	女性	当社社外取締役	再任 社外 独立	11回/11回 (100%)
9	佐藤	久美	女性	_	新任社外独立	_

(注) 白木英行、井上一人、小倉忠、土地陽子の各氏は、2023年6月29日開催の第73回定 時株主総会において新たに選任され就任したため、取締役会の開催回数が他の取締役 と異なります。

取締役候補者のスキルマトリクス

【特に期待する項目】

※対象者のすべての知見および経験を表すものではありません。

				企業経営	の経験およ	び知見等			
	企業経営/ マネジメント	ク゛ローハ゛ル	技術 (開発/生産/環境)	営業企画/マーケティング	財務/会計/	人材戦略	ガバナンス/ 法務/ リスク管理	サステナヒ゛リティ	IT/DX
林 謙治	•	•	_	-	•	•	•	_	-
内藤 弘康	•	•	•	_	•	_	_	•	_
成田 常則	•	_	•	•	_	•	-	_	_
白木 英行	_	_	_	•	_	•	-	_	•
井上 一人	_	•	•	-	_	_	-	_	•
神尾 隆	•	•	_	•	_	_	•	_	_
小倉 忠	•	_	•	-	-	•	•	_	_
土地 陽子	_	•	_	-	•	_	•	•	_
佐藤 久美	_	•	_	_	_	•	_	•	•

候補者 番 号 はやし **木木**

謙 治 (1949年6月27日生)

再 任

2005年6月 当社取締役 常務執行役員 関連事業部長

2005年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長

兼総務部長 2005年11月 当社代表取締役社長 社長執行役員

(現任)

2006年6月 当社代表取締役副会長

2017年 4 月 当社代表取締役会長(現任)

略歴、当社における地位および担当

1972年 4 月 当社入社

1978年 9 月 当社取締役

1980年 2 月 当社取締役 総合企画室長

1983年 6 月 当社常務取締役 生産技術部長

1992年 7 月 当社常務取締役 関連事業部長

所有する当社の株式数:7,369,872株

取締役候補者とした理由

林謙治氏は、1972年に当社入社以降、1978年より取締役として、その後に総合企画室長(現:経営管理本部)、 生産技術部長(現:生産技術本部)、関連事業部長(現:経営管理本部)を歴任しており、幅広く当社の経営に携 わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適 切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者 3 番 号 2

 ない
 とう
 ひろ
 やす

 内
 藤
 弘
 康

(1955年4月20日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

1983年 4 月 当社入社

1991年6月 当社取締役 開発技術本部 副本部長兼新

技術開発部長

1998年 7 月 当社取締役 開発本部長

2001年7月 当社取締役 経営企画部長兼総務部長

2003年 6 月 当社常務取締役 経営企画部長兼総務部長

重要な兼職の状況:名古屋鉄道株式会社 社外取締役

所有する当社の株式数:1,530,540株

取締役候補者とした理由

内藤弘康氏は、1983年に当社入社以降、1991年より取締役として、その後に開発本部長、経営企画部長(現:経営管理本部)、総務部長を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

- 8 -

成 田 常 則 (1948年6月15日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

1967年 4 月 当社入社

1988年 6 月 当社取締役 開発技術本部長兼品質保証

部長

2001年 6 月 当社常務取締役 生産本部長

2005年 6 月 当社取締役 常務執行役員 生産本部長

2005年11月 当社取締役 常務執行役員 国内総括兼営

業本部長

2006年 4 月 当社取締役 専務執行役員 国内総括兼営

業本部長

2009年 4 月 当社取締役 副社長執行役員 開発本部、

生産本部、海外事業本部、お客様部担当

兼営業本部長

2010年 4 月 当社代表取締役 副社長執行役員 開発本

部、生産本部、海外事業本部、お客様部

担当兼営業本部長

2010年10月 当社代表取締役 副社長執行役員 開発本

部、生產本部、海外事業本部担当兼営業

本部長

2016年 4 月 当社代表取締役 副社長執行役員 社長補

佐、生産本部、海外事業本部管掌

2018年 4 月 当社代表取締役 副社長執行役員 社長補

佐 (現任)

所有する当社の株式数:30,157株

取締役候補者とした理由

成田常則氏は、1967年に当社入社以降、1988年より取締役として開発技術本部長(現:開発本部)を、その後に生産本部長、営業本部長を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者 番 号 **4** 白木英行

英 行 (1966年6月23日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

1989年 4 月 当社入社

2017年 4 月 当社執行役員 営業本部 関東支社長

2019年 4 月 当社執行役員 営業本部 副本部長兼関東

支社長

2020年6月 当社常務執行役員 営業本部長

2023年 4 月 当社専務執行役員 営業本部長

2023年 6 月 当社取締役 専務執行役員 営業本部長

(現任)

所有する当社の株式数:7,501株

取締役候補者とした理由

白木英行氏は、1989年に当社入社以降、営業本部にて経験を積み、2017年より執行役員として関東支社長や営業本部 副本部長を、その後2020年より常務執行役員、2023年からは取締役 専務執行役員として営業本部長を歴任しております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者 番 号 **5**

再任

略歴、当社における地位および担当

1985年 4 月 当社入社

2008年 4 月 リンナイコリア株式会社 副社長

2012年6月 リンナイ精機株式会社 社長

2016年 4 月 当社執行役員 生産本部 生産管理部長

2017年 4 月 当社執行役員 生産本部 副本部長

2018年 4 月 当社執行役員 生産技術部長

2006年 6 月 中日本興業株式会社 取締役

2010年5月 トヨタ自動車株式会社 顧問

2016年6月 当社社外取締役(現任)

式会社) 相談役

2011年 6 月 中日本高速道路株式会社 監査役

2010年6月 東和不動産株式会社(現トヨタ不動産株

2021年 4 月 当社常務執行役員 生産技術本部長

2023年 4 月 当社専務執行役員 生産技術本部長

2023年6月 当社取締役 専務執行役員 生産技術本部長 (現任)

所有する当社の株式数:6,624株

取締役候補者とした理由

井上一人氏は、1985年に当社入社以降、生産本部にて経験を積み、2008年には当社子会社であるリンナイコリア株式会社 副社長として現地出向した後、リンナイ精機株式会社 社長を経験しております。また、2016年より執行役員として生産管理部長、生産本部 副本部長を、その後2021年より常務執行役員、2023年からは取締役 専務執行役員として生産技術本部長を歴任しております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

神尾

たかし **(2** /1

隆 (1942年11月27日生)

再任

社 外

独 立

略歴、当社における地位および担当

1965年 4 月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自

動車株式会社)入社

1996年6月 トヨタ自動車株式会社 取締役

1999年 6 月 同 常務取締役

2001年 6 月 同 専務取締役

2005年 6 月 同 相談役

東和不動産株式会社(現トヨタ不動産株

式会社)代表取締役社長

重要な兼職の状況:特定非営利活動法人ささえあい 理事長

所有する当社の株式数: 0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

神尾隆氏は、トヨタ自動車株式会社 専務取締役や東和不動産株式会社 (現:トヨタ不動産株式会社) 代表取締役社 長などを歴任したことにより培われた豊富な経験と幅広い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただ くことを期待し、社外取締役として引続き選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指 名諮問委員および報酬諮問委員として当社の取締役および経営陣幹部候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客 観的・中立的立場で関与いただく予定であります。 候補者

忠 (1951年1月7日生)

2018年 6 月

再任 社外 独立

略歴、当社における地位および担当

1975年 4 月 日本陶器株式会社(現株式会社ノリタケ

カンパニーリミテド)入社

2005年6月 同 取締役

2008年 4 月 同 取締役 常務執行役員 2010年 6 月 同 取締役 専務執行役員

2011年6月 同 取締役副社長 執行役員

重要な兼職の状況: 名港海運株式会社 社外取締役

所有する当社の株式数:0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小倉忠氏は、株式会社ノリタケカンパニーリミテド 代表取締役会長など要職を務められたことにより培われた豊富 な経験と幅広い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として引続き 選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員および報酬諮問委員として当社 の取締役および経営陣幹部候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であ ります。

候補者

よう こ **陽 子** (1964年10月3日生) 地

再任

社 外

独立

略歴、当社における地位および担当

1987年 4 月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行

1996年9月 世界銀行グループ入行

2001年5月 Toyota Motor Europe NV/SA.入社

2015年1月 General Manager, Global

Treasury & Investor Relations

2018年 3 月 トヨタ自動車株式会社 経理部IR・株式グループ主幹

2018年11月 ソフトバンクグループ株式会社入社

2012年 4 月 同 代表取締役副社長 執行役員

代表取締役会長

2013年 6 月 同 代表取締役社長 執行役員

2021年6月 名港海運株式会社 社外取締役 (現任)

同

2023年6月 当社社外取締役(現任)

同 マネージングディレクター財務統括 IR部長

2020年2月 SoftBank Group International Ltd.

Managing Partner

2020年6月 日邦産業株式会社 社外取締役 (現任)

2023年6月 当社社外取締役(現任)

2024年 3 月 キリンホールディングス株式会社 社外監査役 (現任)

重要な兼職の状況:日邦産業株式会社 社外取締役、大和日英基金 理事、キリンホールディングス株式会社 社外監査役 所有する当社の株式数:0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

土地陽子氏は、20年以上にわたり、トヨタ自動車株式会社およびソフトバンクグループ株式会社のIR(投資家向け 広報)のグローバル化を牽引し、投資家との対話やESGに関わる豊富な経験と深い見識を有すること、財務・金融 に明るく、国際的な組織経営に関する知見を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくこと を期待し、社外取締役として引続き選任をお願いするものであります。

候補者 **9** 佐藤 久美 (1954年2月3日生)

新任 社外 独立

略歴、当社における地位および担当

1989年 英文雑誌「AVENUES」編集長・発行人 2014年 4 月 「あいち国際女性映画祭」(公益財団法人あい

2005年 愛知万博フレンドシップ・フィルム・フ ち男女共同参画財団) イベント・ディレクター

ェスティバルプロデューサー 2021年 4 月 名古屋国際工科専門職大学 工科学部 教授

2012年 4 月 金城学院大学 国際情報学部 教授 (現任)

重要な兼職の状況: 名古屋国際工科専門職大学 工科学部 教授

所有する当社の株式数: 0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

佐藤久美氏は、長きにわたり英文雑誌の編集長および発行人を務められた他、複数の大学にて国際情報学や多文化 共生に係る教授職を歴任しております。学識経験者としての高い知識を生かし、社外取締役としての職務を適切に 遂行いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員および報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 神尾降、小倉忠、土地陽子、佐藤久美の各氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 神尾隆、小倉忠、土地陽子の各氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。

 神尾
 隆氏
 8年

 小倉
 忠氏
 1年

 土地陽子氏
 1年

- 4. 当社は、神尾隆氏が理事長を務める特定非営利活動法人ささえあいに対して寄付を行っておりますが、年間5万円と僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- 5. 当社は、神尾隆、小倉忠、土地陽子の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、佐藤久美氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

- 7. 当社は、神尾隆、小倉忠、土地陽子の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏を引続き独立役員とする予定であります。また、佐藤久美氏の選任が承認された場合には、同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
- 8. 神尾隆および小倉忠の各氏の選任が承認された場合には、引続き指名諮問委員および報酬 諮問委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立 場で関与いただく予定であります。また、佐藤久美氏の選任が承認された場合には、同様 に指名諮問委員および報酬諮問委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定 に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏	名	性 別	現在の地位	属性	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	清水	まさのり	男性	当社常勤監査役	再任	11回/11回 (100%)	11回/11回 (100%)
2	加島	厚朗	男性	当社経営管理本部長付	新任	_	_
3	まっぉゕ	まさあき 正明	男性	当社社外監査役	再任 社外 独立	15回/15回 (100%)	16回/16回 (100%)
4	波邊	11 2 % t)	男性	当社社外監査役	再任 社外 独立	15回/15回 (100%)	16回/16回 (100%)

⁽注) 監査役 清水正則氏は、2023年6月29日開催の第73回定時株主総会において新たに選任され就任したため、取締役会および監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。

候補者 番 号

し みず まさ のり **清 水 正 則** (1961年12月20日生)

再 任

略歴、当社における地位

1984年 4 月 当社入社

2016年 4 月 当社執行役員 開発本部 技術開発部長

2021年 4 月 当社執行役員 品質保証本部 副本部長兼

品質保証部長

2022年 4 月 当社上席執行役員 品質保証本部長

2023年6月 当社常勤監査役(現任)

所有する当社の株式数:3,341株

監査役候補者とした理由

清水正則氏は、1984年に当社入社以降、開発本部にて経験を積み、2016年より執行役員として開発本部 技術開発 部長、2021年より品質保証本部 副本部長を、2022年より上席執行役員として品質保証本部長を歴任しております。開発業務だけでなく、技術開発、品質保証面での実務経験および知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言が期待できることから、引続き監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者 番 号 **2** 加島厚原

朗 (1964年1月22日生)

新任

略歴、当社における地位

1986年 4 月 当社入社

2018年 4 月 当社経理部長

2021年 4 月 当社執行役員 経理部長

2024年 4 月 当社経営管理本部長付(現任)

所有する当社の株式数:6,719株

監査役候補者とした理由

加島厚朗氏は、1986年に当社入社以降、経理部にて経験を積み、2021年より執行役員として経理部長を務めております。当社グループの事業内容に精通しており、財務および会計に関する知見を有しているほか、国内外の当社子会社における監査業務の実務経験があり、経営全般の監視と有効な助言が期待できることから、新たに監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者

松

おか まさ 正

明 (1949年6月25日生)

再任 社 外 独立

略歴、当社における地位

1976年9月 公認会計十登録

2014年6月 有限責任監査法人トーマツ退職

1988年7月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人

2014年7月 公認会計士松岡正明事務所 所長 (現任)

トーマツ) 社員就任

2016年6月 当社社外監査役(現任)

重要な兼職の状況: 公認会計士松岡正明事務所 所長、カネ美食品株式会社 社外取締役[監査等委員]、ミタチ産業株式会社 社外取締役[監査等委員]

所有する当社の株式数:0株

社外監査役候補者とした理由

松岡正明氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありません が、公認会計士としての豊富な経験や知識に基づく企業経営に対する十分な見識を有しており、社外監査役として その職務を適切に遂行できるものと判断したため、引続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者

115 平

(1949年12月7日生)

再任

社 外 独立

略歴、当社における地位

1978年 4 月 弁護士登録

佐治・太田法律事務所入所

1991年6月 太田・渡辺法律事務所 (現弁護士法人 TRUTH&TRUST)代表(現任)

2016年6月 当社社外監査役(現任)

重要な兼職の状況:弁護士法人TRUTH&TRUST代表、豊和工業株式会社社外取締役[監査等委員]

所有する当社の株式数:0株

社外監査役候補者とした理由

渡邉一平氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありません が、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるもの と判断したため、引続き社外監査役として選仟をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 松岡正明および渡邉一平の各氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 松岡正明および渡邉一平の各氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役と しての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。

松岡正明氏

8年

渡邉一平氏

8年

- 4. 当社は、松岡正明および渡邉一平の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、 法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。各候補者が監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 6. 当社は、松岡正明および渡邉一平の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定め に基づく独立役員として両取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、当 社は各氏を引続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願い いたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

石 川 芳 郎 (1951年3月22日生)

再任 社外 独立

略歴

2001年7月 国税庁長官官房名古屋派遣国税庁監察官

2005年7月 名古屋国税局 調査部特別国税調査官

2008年7月 名古屋国税不服審判所 国税審判官

2009年7月 岐阜南税務署長

2011年8月 石川芳郎税理士事務所 所長(現任) 2011年10月 一般社団法人中川法人会 専務理事

重要な兼職の状況:石川芳郎税理士事務所 所長

所有する当社の株式数:0株

補欠社外監査役候補者とした理由

石川芳郎氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験や知識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 石川芳郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 当社は、石川芳郎氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。石川芳郎氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
 - 5. 当社は、石川芳郎氏が社外監査役に就任した場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所および名古屋証券取引所に届け出る予定であります。

<株主提案(第5号議案)>

第5号議案は、株主様1名からのご提案によるものです。当社取締役会としましては、**本** 株主提案議案に反対しております。

なお、議案の要領および提案の理由は、提案株主様から提出されたものを原文のまま記載しています。

第5号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

- 1 自己株取得に関する事項:会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数15,000,000株、取得価額の総額50,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。
- 2 その他剰余金に関する事項:別途積立金を50,000,000,000円取り崩し、同額を繰越利益剰余金へ振替とする。

(2) 提案の理由

弊社は当社経営陣の資本コスト意識の希薄さが近年の株価低迷の一因と考えます。 2023年12月末時点において、当社が保有する金融資産は1,795億円(現金及び預金1,325億円、有価証券50億円、政策保有株式等の投資有価証券420億円)に及びます。又、当社は東京南青山にショールームを構築する目的で258億円の不動産投資を行っています。消費者との接点強化には賛同しますが、資本コストの観点からは到底正当化される投資ではないと考えます。株主資本の過半を金融資産と不動産投資に配分する資本政策の結果、ROIC%の過去10年平均は2桁後半水準である一方、ROE%はその半分程度の水準に留まっています。

弊社は、当社が政策保有株式や不動産投資など資本コストを満たさない資産を売却し自己 株式取得を実施する事で、資本効率・一株当たり株主価値の向上を図る事が、全株主の利 益に資すると考えます。

第5号議案に対する当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案議案に反対**いたします。

(2) 反対の理由

当社は、2021年度から2025年度を計画年度とする中期経営計画「New ERA 2025」 (以下、「本中計」といいます。)を策定し、事業規模の拡大(Expansion)と企業体質の変革(Revolution)を通して、社会課題解決への貢献(Advancement)を着実に進めております。

本中計においては、資本収益性の改善を経営上の最重要課題の一つと位置付けており、高

付加価値商品戦略の推進と徹底したコスト削減による稼ぐ力の更なる強化を通じて着実に利益を成長させるとともに、機動的な自己株式取得による資本効率化により、当社のROEについて、本中計の最終年度である2025年度には8%、次期中期経営計画の実行期間中(2026~2030年度予定)には10%超を目指しております。

また、当社は、本中計において、過去5年間の投資を大きく上回る成長投資を実施することとしております。当社は、これまで重点戦略市場であるアメリカや中国における現地生産能力の拡大等に向けた投資、日本においては春日井物流センターへの投資を着実に実行するとともに、事業環境の変化を受けて、カーボンニュートラルやDX(デジタルトランスフォーメーション)、消費者の生活スタイルの変容等への対応を行う等、長期的な視点での事業存続と競争力確保に向けた試みを続けてまいりました。その結果、本中計期間における投資金額は2024年3月期時点累計で875億円に達しました。2025年3月期も209億円規模の投資を計画しており、今後も中長期的な企業価値向上を見据えた成長投資を積極的に実行してまいります。

このような中、当社は、配当に関し、安定的に実施することに加え、会社の利益成長に合わせ中長期的な観点で拡充していくことを基本方針としております。投資計画の変更や次期中計へ先送りとしたことで発生した本中計終了時点に残存する余剰資金については、次期中計における投資計画も考慮のうえ、株主の皆様に還元する方針としております。この方針に基づき、一株当たりの年間配当金については、2022年3月期は前期比15円増となる140円、2023年3月期は160円、株式分割後の2024年3月期は60円(株式分割前の換算で180円)としております。また、2022年3月期から2024年3月期にかけて、計374億円の自己株式取得を実施し、これに加え、本日100億円を上限とした自己株式取得を決定しております。以上により、株主還元は、本中計策定時に定めた株主還元総額600億円超、5年平均総還元性向40%超を大幅に上回り、本中計の初年度である2022年3月期から2024年3月期の実績・見込みおよび2025年3月期の計画における還元総額は累計で820億円、総還元性向(平均)は78.2%に達しております。

これに対し、本株主提案は、当期純利益の2倍に相当する多額の自己株式の取得を単年度で求めるものであり、当社が必要とする成長投資等を十分配慮したものではありません。本株主提案で提案されている自己株式の取得は、短期的にはROEを向上させるものの、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものとは言えず、財務基盤の歪みや持続的な成長に向けた投資活動の制約となるおそれがあります。当社としては、稼ぐ力の更なる強化を通じた着実な利益成長、及びそれと歩幅を合わせた株主還元の実施こそが、当社および当社の株主の皆様の最善の利益に資すると考えております。自己株式取得は本株主提案に定める時期や金額で実施するのではなく、中期経営計画や資本政策に基づき、業績、事業投資、財務状況、株価水準等、取り巻く環境を総合的に勘案して実施することが適切であると考えます。

したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

事業報告(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における世界経済は、世界的な物価上昇や金融引き締めによる景況感の悪化、不動産問題等を抱える中国経済の停滞、中東やウクライナ情勢の長期化がもたらす影響など、厳しい状況が続いております。また国内経済においても、新型コロナウイルス感染症による需給バランスへの影響が残るなか、原材料・エネルギーコスト高騰を背景とした物価上昇や先行き不透明な為替変動が続き、予断を許さない状況となっております。

国内の住宅関連業界は、緩やかな減少が続く持ち家住宅を中心に新設住宅着工戸数が弱 含みで推移する中、住宅設備機器業界はリフォームにおいて回復の動きが見られておりま す。

このような状況の中、当社グループは中期経営計画「NewERA 2025」における3つの戦略ストーリーである「社会課題解決への貢献」、「事業規模の拡大」、「企業体質の変革」の実現に向けた取り組みを推進しており、5年間の中期経営計画の折り返し地点となりました。この3年間は、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響によって、需給バランス・サプライチェーン・物流など様々な混乱事象に翻弄された期間ではありましたが、残す2年は事業環境が正常化に向かうとの想定のもと、中期経営計画「NewERA 2025」の達成に向け、邁進してまいります。

重点的な取組みとして中期経営計画に掲げた社会課題の解決に向け、カーボンニュートラルへの対応を進めております。具体的には、貯湯式給湯器が主流の米国においては、より省エネ性能の高いタンクレス給湯器の普及により、CO2の排出量の削減に貢献しております。また、豪州においては、脱炭素社会に向けた取り組みとして、化石燃料から再生可能エネルギーへの利用拡大が急激に進んでおり、電気商材を拡充し対応しております。

日本においては、より高い省エネ性能が求められる時代のニーズに適合したハイブリッド給湯・暖房システム「ECOONE」を普及するために、経済産業省の給湯省エネ事業での補助金制度を追い風にするとともに、より省スペース・施工性を向上した「ECOONEX5」を中心に、拡販を進めております。さらに、共働き世帯の増加により高まる家事の時短ニーズに応える食器洗い乾燥機やガス衣類乾燥機の販売も順調に推移し、お客様との約束である「Creating a healthier way of living (健全で心地よい暮らし方を創造)」の実現と持続的で堅実な長期成長に向けた取り組みも着実に進めております。

当期の業績は、販売面につきましては、世界的な物価上昇や一部地域での金利の高止まりにより消費マインドが低迷し、自社・流通在庫が高水準で推移しておりましたが、下期にかけて解消に向かい、増収となりました。損益面につきましても、在庫水準の適正化に伴い、生産体制を例年水準に戻したことや価格改定効果の浸透などにより大きく回復しましたが、上期のマイナスを挽回するに至らず、当社グループの営業利益は減益となりました。

この結果、売上高は4,301億86百万円(前期比1.2%増)、営業利益は393億62百万円(前期比5.0%減)、経常利益は460億71百万円(前期比3.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は266億67百万円(前期比2.2%増)となりました。

				第73期 (2023年3月期)	第74期 (2024年3月期)	前其	月比
				金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
売		Ŀ _	高	425,229	430,186	4,957	1.2%
営	業	利	益	41,418	39,362	△2,056	△5.0%
経	常	利	益	44,565	46,071	1,506	3.4%
	現会社株主に帰属			26,096	26,667	570	2.2%

セグメントの業績の概況は次のとおりであります。

〈日本〉

売上高 1,923億54百万円 (前期比2.3%減) 流通在庫が下期に適正化し、期初から調整していた生産を第3四半期に例年水準に戻したことに加え、補助金の追い風を受けたハイブリッド給湯・暖房システム「ECOONE」が伸長するなど重点商品の販売が順調に推移しました。しかし、上期のマイナス分を取り返すことが出来ず、日本の売上高は1,923億54百万円(前期比2.3%減)、営業利益は179億65百万円(前期比23.9%減)となりました。



〈アメリカ〉

売上高 578億75百万円 (前期比3.8%増) 新築住宅着工に持ち直しの動きはあるものの金利の高止まりが継続し、消費マインドが低調に推移しましたが、為替換算影響によりアメリカの売上高は、578億75百万円(前期比3.8%増)となりました。利益面においては、期初からの減産調整により固定費の負担が増し、大幅な営業赤字となりましたが、下期には在庫削減に伴う保管費用の減少や人件費の抑制などの経費削減効果により改善しました。この結果、上期の営業赤字を縮小し、営業損失は11億97百万円となりました。



〈オーストラリア〉

売上高 303億38百万円 (前期比9.7%増) 住宅市況が弱含みで推移したことに加え、電化への市場変化が急激に進むなか、ヒートポンプ給湯器や電気タンク式給湯器などの電気商材の販売が引き続き好調となりました。その結果、オーストラリアの売上高は303億38百万円(前期比9.7%増)、営業利益は12億45百万円(前期比5.6%増)となりました。



〈中国〉

売上高 718億86百万円 (前期比8.7%増) 依然として不動産市況は低調に推移していることに加え、消費マインドの低下が継続するなか、E C販売が好調に推移したことやE Cのプラットフォーマーが持つ実店舗によって販売地域が拡大したことで、売上高は718億86百万円(前期比8.7%増)、営業利益は121億46百万円(前期比14.9%増)となりました。



〈韓国〉

売上高 318億74百万円 (前期比0.7%減) 期末にかけて、住宅着工件数に底打ちの動きが見られたものの激しい価格競争により主力のボイラー販売が低調に推移した結果、売上高は318億74百万円(前期比0.7%減)となりました。利益面においては、厳しい状況下で、固定費削減を徹底し営業利益は16百万円(前期比97.7%減)となりました。



〈インドネシア〉

売上高 149億13百万円 (前期比8.0%減) 物価上昇に伴い個人消費が低迷し、販売は低調であったものの、販売価格の改定、原材料価格の低下、原価低減活動の結果、インドネシアの売上高は149億13百万円(前期比8.0%減)、営業利益は27億45百万円(前期比14.4%増)となりました。



セグメント別売上高および営業利益

セグメント	第73期 (2023年)	(前期) 3月期)	第74期 (2024年)	(当期) 3月期)	対前期増減率			
	売上高	営業利益	売 上 高	営業利益	売 上 高	営業利益		
日本	百万円 196,838	百万円 23 , 597	百万円 192,354	百万円 17,965	[%] △2.3	∆23.9 [%]		
アメリカ	55,750	313	57,875	△1,197	3.8	_		
オーストラリア	27,655	1,180	30,338	1,245	9.7	5.6		
中国	66,150	10,569	71,886	12,146	8.7	14.9		
韓国	32,094	705	31,874	16	△0.7	△97.7		
インドネシア	16,203	2,400	14,913	2,745	△8.0	14.4		
その他	30,537	4,875	30,943	4,361	1.3	△10.5		
調整額	-	△2,223	_	2,078	_	_		
連結損益計算書計上額	425,229	41,418	430,186	39,362	1.2	△5.0		

- (注) 1. 「アメリカ」の区分は、包括的な販売戦略に基づき一体とした事業活動を行うカナダおよびメキシコの現地法人を含んでおります。
 - 2. 「オーストラリア」の区分は、生産体制を補完し一体とした事業活動を行うマレーシアの現地法人を含んでおります。
 - 3. その他には、台湾、タイ、ベトナム、ニュージーランド、ブラジル等の現地法人の事業活動を含んでおります。
 - 4. 売上高は外部顧客への売上高であります。また、営業利益の調整額はセグメント間取引消去等であります。

部門別の売上高につきましては、給湯機器が2,638億39百万円(前期比2.0%増)、 厨房機器が904億95百万円(前期比1.4%減)、空調機器が217億46百万円(前期比 0.9%減)、業用機器が112億12百万円(前期比5.1%増)、その他が428億91百万円 (前期比1.7%増)となりました。

部門別売上高

	部	門		第73期(前期) (2023年3月期) 売上高構成比						第 (202	74期 24年](当 3 月	朝) 期)		対	前期	
				売	,			成	比	売 上 高		構	構 成 比		増	減 率	
					Ĕ	万円			%		百	万円			%		%
給	湯	機	器	2	58,6			6	8.0	2	263,8			6	1.3		2.0
厨	房	機	器		91,7	780		2	1.6		90,4	195		2	1.0		△1.4
空	調	機	器		21,9	941			5.2		21,7	746			5.1		△0.9
業	用	機	器		10,6	569			2.5		11,2	212			2.6		5.1
そ	0	り	他		42,	179			9.9		42,891 10.0		0.0		1.7		
合			計	4	25,2	229		10	0.0	430,186		430,186 100.0			1.2		

(2) 設備投資等の状況

当社グループの当期における設備投資は、国内外の生産拠点の拡充による建物等への投資、新製品生産を目的とした各種金型を含む工具器具および備品への投資、原価低減・品質向上を目的とした機械装置の更新および合理化への投資等により、総額は411億14百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当期において新規の重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の業績見通しにつきましては、世界的な物価・金利上昇を背景とした景況感の悪化や金融システムの不安定化、中東やウクライナ情勢の長期化といった不確実性の高い状況下で、原材料・部品等の調達コストやエネルギーコストの高止まり、化石燃料から再生可能エネルギーへのシフトなど、当社グループを取り巻く事業環境は引き続き厳しい状況が継続するものと想定しております。

このような状況において、当社グループは中期経営計画「NewERA 2025」のもと、健全で心地よい暮らし方を創造する企業として、「生活の質の向上」と「地球環境問題への対応」をテーマに、様々な商品・サービスを提供するとともに、カーボンニュートラル社会の実現に向け、リンナイカーボンニュートラル宣言「RIM2050」への対応を進めております。国内においては、生活の質の向上に貢献するガス衣類乾燥機や食器洗い乾燥機の拡販普及を進めるとともに、より高い省エネ性能が求められる時代のニーズに適合するハイブリッド給湯・暖房システム「ECOONE (エコワン)」の普及拡大で、地球温暖化対策に貢献するとともに、生活必需品である当社商品の安定供給をより確実なものとすべく、サプライチェーンの更なる強靭化に取り組んでまいります。

海外においては、主力市場であるアメリカで広く普及している貯湯式給湯器よりも省工 ネ性能の高いタンクレス給湯器の拡販でCO2排出の削減に貢献してまいります。中国では 拡大が見込まれるインターネット販売の強化と現地生産工場の拡張による生産能力の拡大 に取り組んでまいります。さらに、新興国や未進出地域への事業拡大を進めてまいります。また事業領域においても将来の脱炭素社会実現を見据え、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換の取組みが進む国や地域では電気商材を投入するなどの事業ポートフォリオの見直しを柔軟に行ってまいります。

2025年3月期の業績見通しは、売上高4,500億円(前期比4.6%増)、営業利益450億円(前期比14.3%増)、経常利益480億円(前期比4.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益283億円(前期比6.1%増)を予想しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し 上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

第71期

第72期

(2021年3月期)(2022年3月期)(2023年3月期)(2024年3月期)

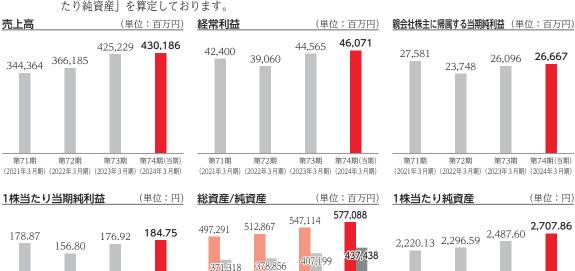
第73期

第74期(当期)

第71期

	区		分	第71期 (2021年3月期)	第72期 (2022年3月期)	第73期 (2023年3月期)	第74期(当期) (2024年3月期)
売	上	盲	(百万円)	344,364	366,185	425,229	430,186
経	常 利	益	(百万円)	42,400	39,060	44,565	46,071
	会社株主に る 当期 純		(百万円)	27,581	23,748	26,096	26,667
1 1	朱当たり当	4期純	刮益(円)	178.87	156.80	176.92	184.75
総	資	産	(百万円)	497,291	512,867	547,114	577,088
純	資	産	(百万円)	371,318	378,856	407,199	437,438
1	株当たり) 純	資産(円)	2,220.13	2,296.59	2,487.60	2,707.86

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
 - 2. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、2021年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産」を算定しております。



(2021年3月期)(2022年3月期)(2023年3月期)(2024年3月期)

第73期

第74期(当期)

第71期

第72期

(2021年3月期)(2022年3月期)(2023年3月期)(2024年3月期)

第73期

第74期(当期)

第72期

(6) 重要な子会社の状況(2024年3月31日現在)

会	社	名	資	本	金	当社の出資比率	111	È	要	な	事	業	内	容	*
株式会	社柳澤	製作所		150	百万円	100.0%	ガ	ス	機	器	0)	製	造	販	売
リンナイ	テクニカ	株式会社		200	百万円	100.0%	ガ	ス	機	器	0)	製	造	販	売
	・ビー・2 ズ 株 式			150	百万円	100.0%	電-	子制	削御	月機	器	の事	製造	き販	売
リンナ	イ精機構	式会社		128	百万円	100.0%	ガ	ス核	幾器	部	品	の事	製造	き販	売
株式会	会社ガン	スター		2,450	百万円	90.0%	ガ	ス	機	器	0)	製	造	販	売
リンナイ	イネットを	朱式会社		300	百万円	100.0%	ガ	ス	Ŕ	幾	器	T))	扳	売
リンナイオ	・ーストラリ	ア株式会社		20百万	豪ドル	*100.0%	ガ	ス	機	器	0)	製	造	販	売
リンナイ	アメリカ	株式会社		81百万	米ドル	100.0%	ガ	ス	機	器	の	製	造	販	売
リンナイ	イコリア村	朱式会社	15,1	07百万	ウォン	*100.0%	ガ	ス	機	器	の	製	造	販	売
上海杉	林内 有 [限公司		74	百万元	50.0%	ガ	ス	機	器	の	製	造	販	売
リンナイ	インドネシア	ア株式会社	3,0	85百万	ルピア	52.0%	ガ	ス	機	器	の	製	造	販	売

⁽注) ※間接保有を含む出資比率を記載しております。

(7) 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

当社グループは、ガス機器の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおりますが、部門別の主な製品は次のとおりであります。

部門	主 要 製 品
給 湯 機 器	給湯器、ふろ給湯器、給湯暖房機、ハイブリッド給湯・暖房システム等
厨 房 機 器	テーブルコンロ、ビルトインコンロ、オーブン、食器洗い乾燥機、 レンジフード、炊飯器等
空調機器	ファンヒーター、FF暖房機、赤外線ストーブ等
業用機器	業務用焼物器、業務用レンジ、業務用炊飯器等
その他	衣類乾燥機、赤外線バーナー、部品等

(8) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

		名		称	所 在 地
				本社	愛知県名古屋市中川区
				技術センター	愛知県丹羽郡大口町
本	社 等	拠	点	生産技術センター	愛知県小牧市
				春日井物流センター	愛知県春日井市
				厚木物流センター	神奈川県厚木市
				大口工場	愛知県丹羽郡大口町
製	造	拠	点	瀬戸工場	愛知県瀬戸市
				暁 工場	愛知県瀬戸市
				東北支社	宮城県仙台市若林区
				関東支社	東京都品川区
営	業	拠	点	中部支社	愛知県名古屋市中川区
				関西支社	大阪府大阪市淀川区
				九州支社	福岡県福岡市博多区

② 子会社

名称		所	在	地
株式会社柳澤製作	折	大阪府門真市		
リンナイテクニカ株式会社	生	東京都港区		
アール・ビー・コントロールズ株式会社	社	石川県金沢市		
リンナイ精機株式会社	生	愛知県小牧市		
株式会社ガスター	-	神奈川県大和市		
リンナイネット株式会社	生	愛知県名古屋市	市中川区	
リンナイオーストラリア株式会社	生	オーストラリア	ビクトリア州	メルボルン市
リンナイアメリカ株式会社	生	アメリカ ジョ	ージア州ピー	ーチツリー市
リンナイコリア株式会社	生	韓国 仁川広域	市	
上海 林 内 有 限 公 7	司	中国 上海市		
リンナイインドネシア株式会社	生	インドネシア	ジャカルタī	市

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従	業	員	数	前	期	末	比	増	減	数	
		10,837	名					313	名減		

(注)上記の数には、臨時従業員数は含まれておりません。 なお、臨時従業員の期中平均人数は、1,357名であります。

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

600,000,000株

② 発行済株式の総数

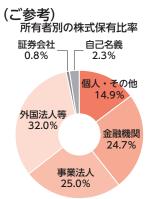
143,203,548株

(自己株式3,473,623株を除く)

③ 株主数

7,251名

- (注) 1. 会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年4月1日付で 当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は400,000,000株 増加し、600.000,000株となりました。
 - 2. 2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を 実施しております。これにより、発行済株式の総数は、 100,042,114株増加しております。
 - 3.2023年12月14日付で実施した自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は3,386,000株減少しております。



④ 大株主 (上位10名)

株	名	持株数(千株)	持株比率(%)
内 藤 株 式	会 社	18,647	13.02
日本マスタートラスト信託銀行株式	会社(信託口)	16,821	11.74
株式会社日本カストディ銀行	亍 (信託口)	10,117	7.06
林謙	治	7,369	5.14
公益財団法人リンナイ	奨 学 財 団	4,200	2.93
STATE STREET BANK AND TRUST CO	OMPANY 505103	2,895	2.02
東 京 瓦 斯 株 芸	式 会 社	2,352	1.64
STATE STREET BANK AND TRUST CO	OMPANY 505224	2,342	1.63
全国共済農業協同組	合 連 合 会	2,077	1.45
SSBTC CLIENT OMNIBUS	ACCOUNT	1,887	1.31

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,473,623株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

- 3.2023年8月22付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、フィデリティ投信株式会社が2023年8月15日現在で5,329,200株(株券等保有割合3.55%)を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主には含めておりません。
- 4.2023年12月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)、野村アセットマネジメント株式会社が2023年11月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、野村アセットマネジメント株式会社については、当社として当事業年度末時点における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主には含めておりません。

株	主	名	保有株券等の数	持株比率(%)
	ターナショナル ITERNATIONAL PL		378,898株	0.25
野村アセッ	トマネジメン	ト株式会社	9,611,000株	6.40
合		計	9,989,898株	6.66

5.2024年2月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド(NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC)、ダルトン・インベストメンツ・インク(Dalton Investments, Inc.)が2024年2月1日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、ダルトン・インベストメンツ・インク(Dalton Investments, Inc.)については、当社として当事業年度末時点における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主には含めておりません。

株	主	名	保有株券等の数	持株比率(%)
	フティブ・バリュ IVE VALUE FUND		1,000,000株	0.68
ダルトン・インベストメンツ・インク (Dalton Investments, Inc.)			8,260,300株	5.63
合		計	9,260,300株	6.31

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

			株	式	数	交付対象者数
取	締	役	_	260#	生:	3名
(社外取締役および一定数以上の株式を保有する取締役を除く)			5,269株		不) 1

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、36頁の「(4)取締役および監査役の報酬等の額」に 記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

- 1. 当社は、2023年2月8日開催の取締役会において、社員持株会向け譲渡制限付株 式インセンティブとしての自己株式の処分に関して決議し、2023年4月24日付で 普通株式191.220株を自己株式より処分しております。2024年3月31日現在、退 職等に伴う無償取得により、3.360株の自己株式を取得いたしました。
- 2. 当社は、取締役(社外取締役および一定数以上の株式を保有する取締役を除く) および取締役を兼務しない執行役員に対して、譲渡制限付株式の付与のため、 2023年7月28日付で普通株式15.771株を自己株式より処分しております。
- 3. 当社は、2023年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定 により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事 項について決議し、以下のとおり取得いたしました。

ア. 取得した株式の種類 当社普通株式

イ. 取得した株式の総数

3,386,000株

ウ. 株式の取得価額の総額 9,999,744,616円

エ. 取得した期間

2023年5月11日から2023年8月24日まで

4. 当社は、2023年5月10日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づ き、自己株式の消却に係る事項について決議し、以下のとおり消却いたしました。

ア. 消却した株式の種類 当社普通株式

イ. 消却した株式の総数 3.386,000株

ウ. 株式の消却額

10.665.069.622円

エ. 消却した日

2023年12月14日

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(2024年3月31日現在)

地 位	B	E	â	Ż	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	林		謙	治	
代表取締役社長 社長執行役員	内	藤	弘	康	名古屋鉄道株式会社 社外取締役
代表取締役 副社長執行役員	成	田	常	則	社長補佐
取締役 専務執行役員	白	木	英	行	営業本部長
取締役 専務執行役員	井	上	_	人	生産技術本部長
取締役	松	井	信	行	愛知時計電機株式会社 社外取締役 名古屋国際工科専門職大学 学長
取締役	神	尾		隆	特定非営利活動法人ささえあい 理事長
取締役	小	倉		忠	名港海運株式会社 社外取締役
取締役	土	地	陽	子	日邦産業株式会社 社外取締役 大和日英基金 理事 キリンホールディングス株式会社 社外監査役
常勤監査役	森		錦	司	
常勤監査役	清	水	正	則	
監査役	松	岡	正	明	公認会計士松岡正明事務所 所長 カネ美食品株式会社 社外取締役[監査等委員] ミタチ産業株式会社 社外取締役[監査等委員]
監査役	渡	邉	_	平	弁護士法人TRUTH&TRUST 代表 豊和工業株式会社 社外取締役[監査等委員]

- (注) 1. 取締役 松井信行、神尾降、小倉忠、土地陽子の各氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 松岡正明および渡邉一平の各氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役 松岡正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査役 渡邉一平氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 当社は、取締役 松井信行、神尾隆、小倉忠、土地陽子の各氏並びに監査役 松岡正明および渡邉一平の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 - 6. 監査役 石川治彦氏は、2023年6月29日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任 いたしました。
 - 7. 監査役 清水正則氏は、2023年6月29日開催の第73回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役4名および社外監査役2名は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社のすべての取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人を対象とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を補填の対象としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

	報酬等の総額	報酬等の	種類別の総額	質(百万円)	対象となる
区 分	(百万円)	基本報酬	年次賞与	株式報酬	役員の員数 (名)
取 締 役	350	261	72	16	9
(うち社外取締役)	(27)	(27)	(-)	(-)	(4)
監 査 役	45	45	_	_	5
(うち社外監査役)	(13)	(13)	(-)	(-)	(2)
合 計	396	307	72	16	14
(うち社外役員)	(41)	(41)	(-)	(-)	(6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第71回定時株主総会において、基本報酬を年額3億7,000万円以内(うち、社外取締役分5,000万円以内)、年次賞与を年額2億2,000万円以内、株式報酬の額として年額1億2,000万円以内、株式数の上限を年2万株以内(社外取締役は対象外)とそれぞれ決議いただいております(なお、株式数の上限は2023年4月1日付で実施した当社普通株式1株につき3株の株式分割による調整後、年6万株以内となっております)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名(うち社外取締役は2名)です。
 - 3. 業績連動報酬(年次賞与)は、経営上の重要指標である連結営業利益および単体営業利益の目標達成度等により支給額を決定いたしております。なお、当事業年度の当社業績は47頁の「連結損益計算書」および49頁の「損益計算書」に記載のとおりです。
 - 4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は32頁の「⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
 - 5. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第58回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
 - 6. 当事業年度末現在の取締役は9名(うち社外取締役は4名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針および役員報酬規程を決議しております。当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会における客観的な審議を経て取締役会決議により決定されるものとし、また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、当該決定方針および役員報酬規程を基に、2023年6月29日開催の取締役会における委任の決議を受けた報酬諮問委員会における審議により決定しております。

これらの客観的な審議を前提とした手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、当社の取締役会はその内容が以下の決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、以下1.~4.のとおりです。

- 1. 取締役の報酬等の決定方針における基本原則
- I. 当社の着実な中長期的企業価値創造を促すことを目的とする
 - ・企業価値向上や目標達成を、全社一丸となって実現することを健全に動機付ける ことができる報酬水準・報酬構成とする
 - ・財務業績指標による定量的な評価と中長期的取り組みに対する評価を報酬に適切 に反映することにより、毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を動機付 ける
 - ・中長期的な株式保有を促進することにより、着実な企業価値向上に向かって株主 との利害共有を図る
- Ⅱ. 株主を含む幅広いステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる客観性と透明性を確保する
 - ・報酬の決定方針については、独立社外取締役を主要な構成員とする報酬諮問委員 会において審議を行い、その答申を得て取締役会において決定する
 - ・報酬水準と報酬構成割合については、同等規模の比較対象企業群との客観的な比較を行うことにより継続的に妥当性を検証する

2. 報酬体系

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬で構成されており、その構成割合は、企業価値向上や目標達成を健全に動機付けることを目的として、基本報酬と業績連動報酬の比率が概ね70:30となるよう設定しております。また、業績連動報酬は、毎期の堅実な業績目標達成を促すことを目的とした年次賞与、および中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を図ることを目的とした譲渡制限付株式で構成されております。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営に対する監督および助言を行う機能の適切な発揮を促す観点から、固定報酬である基本報酬のみとしております。

報酬構成および各報酬構成要素の概要は以下のとおりです。





(各報酬構成要素の概要)

報酬の種類	概要
基本報酬	役位と職責に応じて設定された固定額を毎月支給する現金報酬
年次賞与	毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を促すことを目的とした 現金報酬 全社業績連動部分(80%)と個人評価部分(20%)で構成 ・全社業績連動部分は、経営上の重要指標である連結営業利益および 単体営業利益の目標達成度により、標準額の0~150%の範囲で変動 ・個人評価部分は、各取締役の担当領域等に応じた重点指標や中長期的 成長に向けた取組み、ESGに関する取組み等により、標準額の0~ 150%の範囲で変動 ・各事業年度終了後に一括現金支給
譲渡制限付株式	中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害 共有を図ることを目的とした株式報酬 ・原則、毎期譲渡制限付株式を交付し、取締役等退任時に譲渡制限を解除

なお、特定の取締役が一定数以上の大量の株式を中長期的に保有している場合において、業績連動報酬の目的やインセンティブとしての機能の実効性等に鑑み、当該取締役を譲渡制限付株式の交付対象者とせず、当該取締役に対する業績連動報酬は全て年次賞与とする場合があります。譲渡制限付株式の交付対象者については、報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決議するものとします。

3. 報酬水準

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬水準は、企業価値向上や目標達成を全社一丸となって実現することを健全に動機付けることが可能な報酬水準となるよう、外部専門機関が運営する客観的な役員報酬調査データ(WTWの「経営者報酬データベース」)等を活用して、当社と同等規模の比較対象企業群を選定の上ベンチマークを行い、役位と職責に応じて適切に設定しております。

4. 報酬決定プロセス

当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会における客観的な審議を経て取締役会決議により決定されるものとします。なお、年次賞与の個人評価部分の評価等を含め、取締役の個人別報酬額はその決定プロセスにおける判断の客観性と透明性を一層確保するため、取締役会における委任の決議を受けた報酬諮問委員会における審議により決定されるものとします。

報酬諮問委員会の審議においては、客観的視点および報酬制度に関する専門的な知見等を参考とするため、必要に応じて外部専門機関(当事業年度はWTW)から情報等を得ております。

なお、第74期に係る方針についての審議を行った報酬諮問委員会の構成および活動 状況は以下のとおりです。

(構成)

社外取締役 松井 信行(委員長)

 社外取締役
 神尾
 隆

 社外取締役
 小倉
 忠

 代表取締役社長
 内藤
 弘康

(活動状況)

2023年5月23日:第73期年次賞与の決定および第74期に係る報酬方針について の審議

2023年6月29日:報酬諮問委員長の選定および第74期役員報酬(取締役)の個

別金額についての審議

第75期に係る当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針の改定について

当社は、2024年4月25日開催の取締役会において、第75期に係る当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針の改定を決議いたしました。なお、当該決議は、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会における客観的な審議を経ております。 改定後の取締役の報酬等の決定方針の内容の概要は、以下1.~5.のとおりです。

- 1. 取締役の報酬等の決定方針における基本原則
- I. 当社の着実な中長期的企業価値創造を促すことを目的とする
 - ・企業価値向上や目標達成を、全社一丸となって実現することを健全に動機付けることができる報酬水準・報酬構成とする
 - ・財務業績指標による定量的な評価と中長期的取り組みに対する評価を報酬に適切に 反映することにより、毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を動機付ける
 - ・中長期的な株式保有を促進することにより、着実な企業価値向上に向かって株主と の利害共有を図る
- Ⅱ. 株主を含む幅広いステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる客観性と透明性を確保する
 - ・報酬の決定方針については、独立社外取締役を主要な構成員とする報酬諮問委員会において審議を行い、その答申を得て取締役会において決定する
 - ・報酬水準と報酬構成割合については、同等規模の比較対象企業群との客観的な比較 を行うことにより継続的に妥当性を検証する

2. 報酬体系

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬で構成されており、その構成割合は、企業価値向上や目標達成を健全に動機付けることを目的として、基本報酬と業績連動報酬の比率が概ね60:40となるよう設定しております。また、業績連動報酬は、毎期の堅実な業績目標達成を促すことを目的とした年次賞与、および中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を図ることを目的とした譲渡制限付株式で構成されております。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営に対する監督および助言を行う機能の適切な発揮を促す観点から、固定報酬である基本報酬のみとしております。

報酬構成および各報酬構成要素の概要は以下のとおりです。

(報酬構成)

60%程度

20% 程度 20% 程度 ■ 基本報酬

■年次賞与

■譲渡制限付株式

(各報酬構成要素の概要)

報酬の種類	概要
基本報酬	役位と職責に応じて設定された固定額を毎月支給する現金報酬
年次賞与	毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を促すことを目的とした 現金報酬 財務評価部分(80%)と非財務評価部分(20%)で構成 ・財務評価部分は、経営上の重要指標である連結営業利益並びに ROEの目標達成度により、標準額の0~200%の範囲で変動 ・非財務評価部分は、従業員エンゲージメントの改善度合い、並びに 各取締役の担当領域等に応じた中長期的な取り組み等の定性的な評価 により、標準額の0~200%の範囲で変動 ・各事業年度終了後に一括現金支給
譲渡制限付株式	中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害 共有を図ることを目的とした株式報酬 ・原則、役位と職責に応じて定めた一定金額相当分の譲渡制限付株式を 毎期交付し、取締役等退任時に譲渡制限を解除 ・当社の企業価値向上について株主総利回りの指標等を用いて評価を 行い、報酬諮問委員会における審議を経て、株主総会決議における 報酬限度額および上限株数の範囲内で交付数を上乗せする場合がある

なお、特定の取締役が一定数以上の大量の株式を中長期的に保有している場合において、業績連動報酬の目的やインセンティブとしての機能の実効性等に鑑み、当該取締役を譲渡制限付株式の交付対象者とせず、当該取締役に対する業績連動報酬は全て年次賞与とする場合があります。譲渡制限付株式の交付対象者については、報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決議するものとします。

3. 報酬水準

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬水準は、企業価値向上や目標達成を全社一丸となって実現することを健全に動機付けることが可能な報酬水準となるよう、外部専門機関が運営する客観的な役員報酬調査データ(WTWの「経営者報酬データベース」)等を活用して、当社と同等規模の比較対象企業群を選定の上ベンチマークを行い、役位と職責に応じて適切に設定しております。

4. 株式保有ガイドライン

第75期より、着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を一層促すため、当社取締役が在任期間において保有する当社株式数の目安として、株式保有ガイドラインを以下のとおり定めています。

- ・代表取締役社長:就任から3年後までに基本報酬の1.5倍に相当する株式
- ・その他の取締役(ただし社外取締役を除く): 就任から3年後までに基本報酬の1倍に相当する株式

4 報酬決定プロセス

当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会における客観的な審議を経て取締役会決議により決定されるものとします。なお、年次賞与の非財務評価部分の評価、並びに企業価値評価を踏まえた譲渡制限付株式の追加交付等を含め、取締役の個人別報酬額は取締役会における委任の決議を受けた報酬諮問委員会における審議により決定されるものとします。

報酬諮問委員会の審議においては、客観的視点および報酬制度に関する専門的な知 見等を参考とするため、必要に応じて外部専門機関(2023年度はWTW)から情報等 を得ております。

なお、第75期に係る方針についての審議を行った報酬諮問委員会の構成並びに活動状況は以下のとおりです。

(構成)

社外取締役 松井 信行(委員長)

社外取締役 神尾 隆 社外取締役 小倉 忠 代表取締役社長 内藤 弘康

(活動状況)

2024年2月29日: 当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針の改定につい ての審議

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との取引関係
取締役	松井信行	愛知時計電機株式会社 社外取締役 名古屋国際工科専門職大学 学長	当社と兼職先との間には 特別の関係はありません。
取締役	神尾 隆	特定非営利活動法人ささえあい 理事長	当社は特定非営利活動法人ささえあいに寄付を行っておりますが、その寄付額は年間5万円と僅少であります。
取締役	小倉 忠	名港海運株式会社 社外取締役	当社は名港海運株式会社との間に貿易・海運に関する取引がありますが、独立性に影響を及ぼす事項はありません。
取締役	土地陽子	日邦産業株式会社 社外取締役 大和日英基金 理事 キリンホールディングス株式会社 社外監査役	当社は日邦産業株式会社との間に部 品の仕入れ取引がありますが、独立 性に影響を及ぼす事項はありませ ん。
監査役	松岡正明	公認会計士松岡正明事務所 所長 カネ美食品株式会社 社外取締役[監査等委員] ミタチ産業株式会社 社外取締役[監査等委員]	当社と兼職先との間には 特別の関係はありません。
監査役	渡邉一平	弁護士法人TRUTH&TRUST 代表 豊和工業株式会社 社外取締役[監査等委員]	当社と兼職先との間には 特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	松井信行	15回/15回 (100%)		大学の教授や学長の経験に基づく学識経験者として の見地から、取締役会では積極的に意見を述べてお り、特に技術・開発面において専門的な立場から監 督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性 を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名諮問委員会並びに報酬諮問委員会の委員 長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者 の選定および役員報酬決定における監督機能を担っ ております。
取締役	神尾隆	15回/15回 (100%)	_	他の会社の取締役を歴任した豊富な経験と幅広い見識から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会社経営の面から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬決定における監督機能を担っております。
取締役	小倉忠	10回/11回 (91%)	Ι	他の会社の取締役を務められるなど豊富な経験と幅 広い見識から、取締役会では積極的に意見を述べて おり、特に会社経営の面から監督・助言等を行うな ど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適 切な役割を果たしております。また、指名諮問委員 会および報酬諮問委員会の委員として、客観的・中 立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬 決定における監督機能を担っております。
取締役	土地陽子	11回/11回 (100%)	_	他の会社での投資家との対話やESGに関わる豊富な経験と深い見識並びに国際的な組織経営に関する知見から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営戦略の面から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、定期的に当社IR活動の状況報告を受けており、客観的・中立的立場で当社の企業価値向上に向けた有益な助言を行うなど、当社の社外取締役として期待される役割を果たしております。
監査役	松岡正明	15回/15回 (100%)	16回/16回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	渡邉一平	15回/15回 (100%)	16回/16回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会において 取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するた めの発言を行っております。また、監査役会におい て、適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2)報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上 の利益の合計額	74百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度 に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. なお、重要な子会社のうち在外子会社については、他の監査人が監査を行っております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の 算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項 の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

	科			E	l	金	額		科			E		金		額
		資		産		の	部			Ĵ		債		の	部	
流	動		資	産			341,437	流		動	負	債				106,890
	現	金	及	びき	重 金		147,600		支持	払手	形及	び買	掛金			24,427
	受取	手形、	、売排	金及び契	!約資産		91,694		電	子	記	録 信	務			28,937
	電	子	記	録	養権		12,879		未		払		金			19,853
	有	•	価	証	券		8,068		未	払	消	費移				2,489
	商	品		びき			41,699		未	払	法	人移				5,244
				_					賞	与	引	当	金			6,159
		竹木		び貯			39,953		製	品(保 証					4,806
	そ			カ	他		5,717	_	そ		<i>の</i>		他			14,972
	貸	倒		計 当	金		△6,175	固		定	負	債				32,759
固	定		資	産			235,650		繰	延	税 ··········	金貨				16,023
1	有 形	建	〕定	資	産		147,425		環		対策					2,255
	建	物	及で	び構築	築 物		60,632			徴 給		係る				8,809
	機材	戒装	置	及び運	搬具		21,542	_	そ	<i>i</i> =	<i>の</i>		他			5,671
	工具	慐、	器具	具及び	備品		4,692	負		債	at.	合資	産		部	139,650
	土				地		49,306	株		主	資	具 本	生	の		346,470
	IJ	_		ス資			5,605	不不	資	工	貝 本		金			6,484
	建	設		万勘	定		5,645		資	本			金			8,428
,		-							利	益	剰		金			342,493
'	無形			資			3,642		自		₹ 7.	株	式		_	10,936
3				の資			84,582	そ				益累				41,304
	投	資	有	価 i	E 券		40,834					净 評価差				8,690
	退耳	職 給	付け	こ係る	資産		33,379					調整				22,671
	繰	延	税	金貨	産		5,325					る調整界				9,941
	そ		C	か	他		5,091	非				持 分				49,663
	貸	倒		引 当	金		△48	純		 資	産	合	計			437,438
資	j	産		合	計		577,088	負	債	純	資	産台	計			577,088

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

	禾	斗		E	3	金	額
売		上		高			430,186
売		上	原	価			292,343
	売	上	総	利	益		137,842
販	売 費	及び一	般 管	理 費			98,479
	営	業		利	益		39,362
営	美	業 外	収	益			
	受	取		利	息	2,501	
	受	取	配	当	金	479	
	為	替		差	益	2,340	
	そ		0)		他	2,303	7,625
営	3	業 外	費	用			
	支	払		利	息	79	
	古	定資	産		却損	215	
	自	己株	式耳		費用	156	
	減	価	償	却	費	334	
	そ		の		他	130	916
	経	常		利	益		46,071
特		別	利	益			
	補	助	金	収	入	204	204
特		別	損	失			
	固	定資	産		縮損	134	
	減	損		損	失	220	355
	., -	金等調			· 利益		45,921
		人税、自				10,418	4
	法	人 税	等	調	整額	973	11,391
	当	期	純	利	益		34,529
*B /		支配株主に			月純利益		7,862
親会	会社株	主に帰属す	る当期	純利益			26,667

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資 産	の部	負 債	の部
流 動 資 産	117,964	流 動 負 債	46,752
現金及び預金	36,529	買 掛 金	14,368
受 取 手 形	2,459	電子記録債務	17,664
売 掛 金	40,007	リース債務	23
電子記録債権	11,209	未 払 金	4,769
有 価 証 券	6,204	未 払 費 用	735
商品及び製品	13,621	未払法人税等	3,364
原材料及び貯蔵品	7,007	預り 金	157
そ の 他	932	賞 与 引 当 金	2,786
貸 倒 引 当 金	△9	製品保証引当金	806
固定資産	169,909	そ の 他	2,076
有 形 固 定 資 産	74,794	固 定 負 債	10,065
建物	26,086	リース債務	23
構築物	1,964	退職給付引当金	3,572
機 械 及 び 装 置	5,948	そ の 他	6,470
車 両 運 搬 具	85	負 債 合 計	56,818
工具、器具及び備品	2,022	純 資 産	の部
土 地	35,678	株 主 資 本	222,645
リース資産	42	資 本 金	6,484
建設仮勘定	2,966	資本剰余金	8,743
無形固定資産	1,441	資 本 準 備 金	8,743
ソフトウエア	1,080	利 益 剰 余 金	218,353
そ の 他	360	利 益 準 備 金	1,614
投資その他の資産	93,673	その他利益剰余金	216,738
投 資 有 価 証 券	39,671	別途積立金	170,000
関係会社株式	32,353	繰越利益剰余金	46,738
関係会社出資金	1,870	自 己 株 式	△10,936
前払年金費用	18,769	評価・換算差額等	8,409
そ の 他	1,026	その他有価証券評価差額金	8,409
貸 倒 引 当 金	△18	純 資 産 合 計	231,055
資 産 合 計	287,873	負 債 純 資 産 合 計	287,873

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科目		金	額
売 上 高			210,525
売 上 原 価			160,344
売 上 総 利	益		50,180
販売費及び一般管理費			35,073
営 業 利	益		15,107
営 業 外 収 益			
受取利息及び配	当 金	7,433	
為	益	2,186	
その	他	1,503	11,122
営 業 外 費 用			
	却損	166	
	費用	156	
減 価 償 却	費	367	
その	他	22	713
経常利	益		25,516
特別 利益			
補助金収	入	204	204
特別損益			
	縮損	134	
減損損	失	220	355
	利益		25,366
法人税、住民税及び事		4,991	
	整額	546	5,538
当期純利	益		19,828

独立監査人の監査報告書

リンナイ株式会社 取締役会 御中

2024年5月10日

有限責任監査法人トーマツ 名 古 屋 事 務 所

指定有限責任社員業務執行社員員業務有限責任社員業務有限責任社員業務有限責任社員業務執行社員

 公認会計士
 鈴
 木
 晴
 久

 公認会計士
 北
 岡
 宏
 仁

 公認会計士
 重
 光
 哲
 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リンナイ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンナイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

計算書類

監査報告

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が 認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外 事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監 査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可 能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及 び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

リンナイ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 名 古 屋 事 務 所

 公認会計士
 鈴
 木
 晴
 久

 公認会計士
 北
 岡
 宏
 仁

 公認会計士
 重
 光
 哲
 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リンナイ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について 報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に 応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、 取締役、執行役員、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の 整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に対面又はウェブ会議システムで出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

リンナイ株式会社 監査役会

 常勤監査役
 森
 錦
 司
 印

 常勤監査役
 清
 水
 正
 則
 印

 監査役
 松
 岡
 正
 明
 印

監査役 渡邉 一平即

(注) 監査役松岡正明及び監査役渡邉一平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査 役であります。

以上

X	モ	

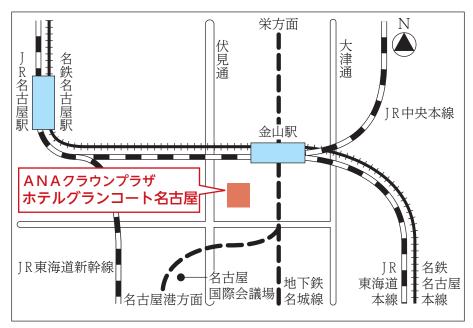
定時株主総会会場ご案内図

場 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋 7階 ザ・グランコート

名古屋市中区金山町一丁目1番1号

交 通

- ・ [R・名鉄・地下鉄 [金山 | 駅 南口から徒歩で約1分
 - ・名古屋駅 (JR・名鉄) より金山駅まで電車で約5分
 - ・栄駅(地下鉄)より金山駅まで電車で約10分









見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。